

平成25年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成25年9月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	認 第 4号	平成24年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 3	認 第 5号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	
第 4	認 第 6号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	
第 5	議案第55号	大竹市水洗便所改造資金貸付条例等の一部改正について	生活環境付託
第 6	議案第50号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 (一 括)
第 7	議案第51号	教育委員会委員の任命の同意について	
第 8	議案第52号	大竹市附属機関設置に関する条例の制定について	総務文教付託
第 9	議案第54号	大竹市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第10	議案第58号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第11	議案第59号	平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第12	議案第53号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託
第13	議案第56号	工事請負契約の締結について（晴海臨海公園整備工事）	生活環境付託 (一 括)
第14	議案第57号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	

+

○会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認 第 4号から日程第 5 議案第55号（説明・付託）
- 日程第 6 議案第50号から日程第 7 議案第51号（説明・表決）
- 日程第 8 議案第52号から日程第11 議案第59号（説明・付託）
- 日程第12 議案第53号（説明・付託）
- 日程第13 議案第56号から日程第14 議案第57号（説明・付託）

○出席議員（16人）

1番	寺 岡 公 章	2番	大 井 涉
3番	網 谷 芳 孝	4番	藤 井 馨
5番	乃 美 晴 一	6番	児 玉 朋 也

7番 北林 隆  
 9番 細川 雅子  
 11番 上野 克己  
 13番 二階堂 博  
 15番 西川 健三

8番 山崎 年一  
 10番 日城 究  
 12番 原田 博  
 14番 田中 実穂  
 16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
 副 市長  
 教 育 長  
 総 務 部 長  
 市 民 生 活 部 長  
 健 康 福 祉 部 長 兼  
 福 祉 事 務 所 長  
 建 設 部 長  
 上 下 水 道 局 長  
 消 防 長  
 総 務 課 長 併 任 選 挙  
 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
 総 務 課 危 機 管 理 監  
 企 画 財 政 課 長  
 産 業 振 興 課 長 併 任  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長  
 市 民 税 務 課 長  
 社 会 健 康 課 長  
 福 祉 課 長  
 保 險 介 護 課 長  
 監 理 課 長  
 上 下 水 道 局 業 務 課 長  
 総 務 学 事 課 長  
 生 涯 学 習 課 長  
 消 防 本 部 消 防 課 長  
 監 査 委 員  
 監 査 事 務 局 長

入 山 欣 郎  
 大 原 豊  
 大 石 泰  
 太 田 勲 男  
 青 森 浩  
 正 木 丈 治  
 長谷川 寿 男  
 稲 田 正 文  
 西 岡 靖  
 米 中 和 成  
 高 津 浩 二  
 吉 岡 和 範  
 中 川 英 也  
 北 林 繁 喜  
 政 岡 修  
 吉 原 克 彦  
 佐 伯 隆 文  
 香 川 晶 則  
 重 本 隆 男  
 野 崎 光 弘  
 橋 村 哲 也  
 國 本 美 之  
 黒 田 孝 士  
 小 松 正 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
 議 事 係 長

福 重 邦 彦  
 三 浦 暁 雄

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、児玉朋也議員、7番、北林 隆議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第1、一般質問を行います。

9月10日の一般質問を継続いたします。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 本席をお借りしまして、二つのテーマについて質問をさせていただきます。

最初に、教育行政に関しまして、幾つか私なりの問題意識として持っております課題についてお聞きをしますので、答弁のほう、ひとつよろしくお願いをいたします。

今、教育問題をめぐりましては、さまざまな角度から問題の指摘なり、克服すべき課題の提起なりなされておりますけど、総理直轄の教育再生会議、あるいは文科大臣の諮問機関である教育中央審議会等、教育の現状に対する改革なり刷新なり、見直しなり、さまざまな角度からの検討がされているのが現状だと思います。

そこで端的にお伺いをするんですが、教育行政における3原則と言われる基本的な問題とはどういったことを指しているのか。この基本点に立ち返って、教育長の見解をまずお尋ねしたいと思います。

御承知のように、戦後、新しい憲法のもとで教育基本法が公布、施行されたのは1947年のことだと記憶をいたしております。このときに、教育の基本的な3原則と言われる条項が法律の中に規定をされました。

ところが、最近、この3原則なるものが、時の政権党によって大きく改正と言えば改正かもしれませんが、基本的なところでの、私から言えば改悪に等しいものになっているのではないかというふうな懸念を持っております。そこから、その後の教育行政をめぐっては、現在、教育委員会の設置すら不要論が出てきたり、廃止論が出てきたり、こういった議論が非常にやかましく言われる時代でございます。

そこで、率直にお尋ねするんですが、教育長として、今、私が指摘したような教育委員

十

会の活性化の議論の中で、教育委員会はもう必要ないと、設置の必要はないんだというふうな意見、あるいはまた、これは市町村の任意制によって設置すればいいというような意見も含めてさまざまあるんですが、どういうふうな見解をお持ちでしょうか。

また、教育委員会と行政一般の関係で言えば、半ば教育委員会の自主性、こういったことが弱められてきている昨今の現状があるわけですが、市長として、教育委員会の存在意義そのものについてどのような見解をお持ちなのか、率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。

それで、教育委員会をめぐるしましては、最近のいじめの問題だとか、あるいは教育現場における体罰の問題だとか、さまざま国民の目から見て、教育委員会が果たすべき役割が果たされていないのではないかと、こういう批判めいた声も多く聞かれるのが現状だと思います。

それで、いじめについては、さきの国会でいじめ防止法という法律ができて、半ば強制的に義務づけがされるといふような条項もあるようですが、このいじめ防止法について、教育現場あるいは教育委員会としてどのように受けとめておられるか、所見をひとつ聞かせてもらいたいと思うんです。

それから、体罰については、今設置されている教育再生会議あるいは中央審議会等々の中でも、教育の現場における体罰は必要だと、こういう持論をお持ちの委員も構成員として席を持っておられるようですが、この体罰そのものについて、かつては、私も議会の議論を通じて体罰はあってはならない、そういう教育のあり方で子供の成長を豊かなものにするということにならないのではないかと、いふような立場からの質問をした経緯がございますが、その当時、愛のむちだと、体罰そのものが、だから、肯定的な答弁しかいただいております。そういう時期、経過もありました。

しかし、今では、体罰そのものが教育にとってはむしろ有害だと、こういうふうな位置づけで、体罰をなくすべきだということがやかましく言われる状況ですが、大竹の小中教育現場で、このいじめの問題だとか体罰の問題等について具体的な事例があるのかどうか、また、そのことについて、ややもすれば事実関係を隠蔽する体質だといふような批判も教育委員会に対してはあるんですが、その辺の実情についてひとつ聞かせていただきたいと思います。

それで、もう一つの問題は、昨今、いわゆる平和教育の一環として活用されてきたといえますか、多くの学校図書室に、いわゆる原爆や戦争指定の漫画本「はだしのゲン」が活用されるということでいろいろ問題を醸しておりますが、大竹市の小中学校に、この「はだしのゲン」、この本そのものは置かれているんですか。それから、大竹の図書館等にもこれはあるんですか。

それで、学校の図書館で児童が自由に見ることができないような措置を、これは島根県ですか、鳥取県ですか、松江は島根県か、教育長の判断で制限したといふようなことが大きな問題になりましたけど、教育長として、この「はだしのゲン」の本そのものの内容なり、子供たちが自由に目にするような活用のあり方について、どういうふうな見解をお持ちなのか、率直なところを聞かせてもらいたいと思います。

それで、問題なのは、総理直属の教育再生会議、あるいは文科大臣の諮問機関である中央審議会等で議論されている教育の再生、教育委員会のあり方等に関する改革なり刷新なり、これは、何を、どこを目的にしとるんかということが私にはよくわからんのですが。

第一次安倍内閣のときには教育基本方をかえましたよね、大幅に。それで、その結果がどうなのかということの検証もなしに、教育委員会があってもなくてもええと、任意制にせえとか廃止せえとか、あるいは教育の現場に暴力は必要だとか、体罰は必要だとかいうようなことをおっしゃる委員も構成員としておられる中で、何を、一体、教育の再生と言うのか、教育委員会の活性化とは何を指しておるのか、そういったことが広く国民の皆さんの関心事として大いに議論されなきゃならないこれは問題だと思うので、教育長のひとつ見解をお聞かせ願いたいと思います。

それと、二つ目の問題ですが、質問項目を落としましたので、追加してお尋ねしておきますが、私は、昨年来、社会教育施設の更新あるいは統廃合を含めた施設の問題について、早く検討を加えて、計画なるものを、素案としてでもたたき台としてでも出して、関係地区の皆さんや議会にも十分な検討期間を保障すべきだということを申し上げてきて、ことしの3月でしたか、昨年の12月でしたか、当時の教育長は、年度末には教育委員会としてその方向性なり計画の素案なるものをまとめたいた。公表できる時期は3月末とはいかないが、6月あるいは7月段階では議会の皆さんにも公表できるような運びにしたいという答弁をいただいておりますが、6月議会でもそのようなことはなかったし、9月議会にもそのようなことが議題に上るような様子もありません。したがって、現在どういふような状況にあるのか。

私が見る限り、計画は教育委員会のほうで、事務局のほうでいろいろ検討されるようですが、それをどうこうするということは、財政が伴うので、これは、結局、総務企画のほうでまとめるというふうなことも聞こえるんですが、一体、主体的には、この問題はどこが責任持って計画案なるものを公表できるようになるんですか。

そののところも含めて、ひとつお聞かせください。

それでは、2番目の、生活保護についてお尋ねをいたします。

ことし8月1日から、生活保護の、いわゆる生活扶助、これの基準額が引き下げられると、こういうことですが、市内の保護世帯は、現在、全体としてどれだけの世帯、どれだけの人たちがこの制度の給付を受けておられるのか。

私が一番問題にするのは、高齢者だけではないに、幼児や児童を抱えている世帯もあるのではないかと思うんですが、聞くところによると、基準額の引き下げは、世帯数の、家族数の多いところほど影響が大きいというふうに言われております。そうしますと、世帯構成によったら、大変なこれは生活困難を来すことを私は思うんです。

それと連動して、今、教育の関係で言えば就学援助制度がありますね。これとの関係で、この扶助費の引き下げがなされると、就学援助の対象になる児童、家庭、これは影響を受けるんじゃないかと思うんですが、その辺のことをひとつ具体的に説明をお願いしたい。

また、実態的に、今この時期に何で扶助費の引き下げをせにゃいけないのかということをお私は大いに疑問視してらるんです。今の政府は、物価を2%引き上げてデフレを脱却するん

だと、こういう。物価を2%引き上げるためには、実質的に生活物資の単価は1割は高くなる、これが学者の一致の見解です。

収入が減らされて、物価が上がって、一体どうなるんか。あべこべの政治をやっておるのでないのかなと思うんです。デフレを脱却して、物価が2%上がったから、今度は消費税上げる、こんな理屈が通るこの政治に非常に私は疑問を持つんです。

現に、国のほうは、さきの議会でも我々もいろいろ議論しましたが、公務員の給与も下げると、来年4月から消費税上げると、しかも、物価は2%上がると、実質的には1割の商品単価の値上げになると、こういうことになるんですが、こんな政治が果たして道理にかなうことになるのかどうか、大いに私は疑問に思ってるんです。

そこで、率直にお尋ねをするんですが、市長は、こうしたいいわゆるアベノミクスといいますか、一番弱いところへの扶助費の引き下げを含めた措置そのものがどういうことになるのか。

私は私なりの意見を持っております。これ、結局、生活保護の引き下げというのは、憲法25条に保障する、健康で文化的な最低生活を保障するという、この理念から大きく外れることになるんじゃないかと思うんです。

そのこと自体は、結局、パートで働く人たちや非正規の人たち、正規も含めてですが、全体として、国民の収入や所得を引き下げる作用になる。言葉をかえれば、国民に対する全体への攻撃の突破口になりませんかというふうに私としては思うんですが、市長はどのようにこの今回の措置を受けとめておられるのか、所見を聞きたいと思うんです。

それで、大竹市は10月からごみの値上げをやりますね。ここでは、生活保護世帯に対しては一定の緩和措置といいますか、助成措置を予定してるんですが、今回、生活保護世帯について扶助費の引き下げをされるということから、市として、これらの世帯について緩和策なり助成措置なりお考えでしょうか。

そのことを含めお伺いして、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問、教育行政についてのうち、教育委員会の独立性及び社会教育施設等の再編スケジュールにつきましては、先に私からお答えをし、その他の点につきましては、後ほど、教育長からお答えいたします。

40数年間、一貫して変わらず、社会的に弱い立場の方々に対する優しい思いやりの気持ちのこもった御質問をいただきました。ありがとうございます。

教育基本法によると、教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないとされており、私どもも法の趣旨に沿った教育行政を展開すべきだと考えております。

現行法では、教育行政を同じ自治体の中で市長から独立した職務権限を有し、その権限を執行できる機関である教育委員会に委ねるよう規定されております。これは、教育基本

法で、学校において特定の政党を支持、または反対するような政治的活動を禁止しているように、その学校などの教育機関を管理する教育委員会も、市長を含めた政治的な活動をするものから中立的な立場に置くという趣旨であろうと考えております。

一方で、市長と教育委員会は同じ大竹市の執行機関として相互に協力し、わがまちプランの大竹を愛する人づくりという基本目標を共有し、その実現に向けて、それぞれの権限に属するものの中で施策を展開していくことが必要であると考えます。

現在の仕組みの中では、同じ大竹市のまちづくりを進める執行機関として、教育委員会のあり方を尊重しながらも、連携、協力しながらよいまちを目指していきたいと考えております。

次に、社会教育施設の再編についてのスケジュールについてお答えいたします。

平成24年3月、大竹市行財政システム改善推進本部で、公民館や総合市民会館などの社会教育施設に加え、コミュニティサロンや総合福祉センター、農林振興センターなど、市民が集まる施設を一体的に見直し、施設の再編を行うことを目的として、まずは社会教育施設等の再編基本方針総論を策定し、考え方を示したところでございます。

現在は、この総論の考え方に沿って、各論策定に向けたデータ整理などを行っているところでございます。

今後の大まかなスケジュールといたしましては、本年度は、公の施設の使用状況のデータベース化を続け、来年度には、教育委員会と連携して各論を策定し、各施設の方向性を決定していきたいと考えております。そして、平成27年度には再編基本計画を策定し、わがまちプラン後期基本計画に反映させていこうと考えております。

続きまして、2点目の、生活保護法改正の内容についてお答えいたします。

まず、今年8月から生活扶助費の基準額が変更になりました根拠についてでございますが、生活扶助基準につきましては、本年1月に取りまとめられた社会保障審議会、生活保護基準部会における検証結果や物価動向を勘案するという考え方にに基づき、国において、必要な適正化を図るため、5月16日に保護基準の一部を改正し、平成25年8月1日から適用するとの告示が出されているものでございます。

基準額変更により生活扶助費の額が変更となるのは、主に、食費、被服費、光熱水費などの生活費に当たる部分で、今年8月の基準額変更について例を挙げて説明いたしますと、変更額は、月当たり、60代単身世帯で約100円減額、60代夫婦の世帯で約600円減額、母親30代と子供4歳の世帯で約1,800円減額、夫30代、妻20代と、子供4歳の世帯で約3,800円減額、40代夫婦と中学生一人と小学生一人の世帯で約5,900円減額となっております。

3年間で均等に基準額が改定される予定ですので、来年、再来年の変更額もことし8月の変更額と同様になると考えております。

保護世帯の世帯員数別の数値につきましては、ことし7月の統計で、1人世帯が176世帯、2人世帯が32世帯、3人世帯が10世帯、4人以上の世帯が4世帯となっております。

次に、就労支援についてでございますが、平成24年度は34名の方に就労支援を行い、187件の求職情報を提供いたしました。その結果、就職が決定した方は15名となっております。

また、ジェネリック医薬品の生活保護における使用促進につきましては、厚生労働省から受給者及び医療機関関係者への周知徹底を丁寧に行い、理解・協力を得ながら、着実に取り組みを実施するよう通知されているところであり、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、基準額変更による市の財政への影響についてですが、今年7月と8月分の定例払いの生活扶助費の差額は、保護世帯数の増減等による影響を除くとマイナス24万8,000円でしたので、本年度の影響額は、概算で約200万円となります。また、来年度は約600万円、再来年度は約900万円の影響額になると想定されています。

市の財政への影響額は、その金額の4分の1となる見込みでございます。

最後に、基準額変更による他の制度への影響についてでございますが、低所得者向けの減免制度の多くは生活保護基準額をもとに適用基準を定めているものがあり、生活保護基準が引き下げられれば、これらの減免制度の適用基準額も下がりますので、少なからず影響が出てくるのが考えられます。

具体的には、地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免基準、介護保険の保険料・利用料の減免基準、障害者自立支援法による利用料の減免基準、保育料の免除、就学援助の給付対象基準などに影響が生じる可能性が指摘されていますので、国において、できる限り影響が及ばないよう全閣僚に対応方針を確認の上、厚生労働省から関係各省庁に対し、各自治体の関係部局への周知をしているところでございます。

御質問の要件につきまして全てお答えできませんが、あらかじめ用意しております答弁書をもって答弁にかえさせていただきます。

以上で、山本議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

多少、質問の順番と異なるところがあるかも知りませんので、御承知おきいただきたいと思っております。

まず、いじめや体罰に関する御質問についてです。

いじめに関しては、昨年度、市内の小中学校からの報告件数は11件でした。内容としては、からかい、仲間外れ、メールでの中傷などでしたが、その都度、早急な対応を学校に指示し、その解決を図ってまいりました。

いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得るという認識のもと、人としていじめは絶対に許されるものではないということを各小中学校において徹底を図るとともに、いじめられている子供の立場に立って、個人面談、学級指導、保護者への対応を行っているところでございます。

先ほど、いじめの防止対策基本方針について聞かれましたけれども、現在、その推進法にかかわっては、国及び学校には策定の義務があり、地方公共団体は策定の努力義務があるというふうにされております。また、国について、この策定が明確になされておりません

ので、それに基づいて今後の対応について考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、体罰に関しましてですが、子供の心を傷つけ、学校や教師の信頼を損ねる、あってはならない行為にもかかわらず、残念ながら、昨年度、本市においてもこのような事案が見られました。

各学校では、体罰の根絶に向け、組織的で継続的な校内研修を実施することにより、体罰が違法行為であることを教職員に再度周知するとともに、学校の組織力や教師の指導力の向上にも一層取り組んでいるところです。

次に、平和教育に関する御質問です。

今話題となっている「はだしのゲン」につきましては、大竹市内の全ての小中学校に全巻そろって置いてあります。この本は長い間読みつがれてきており、また、被爆の実相を伝える大切な作品であると捉えております。したがって、学校図書館での閲覧制限については考えておりません。

平和教育に関しましては、人類最初の被爆県広島に生きる人間として、平和公園の碑めぐりに行ったり、語り部の方の話を聞いたりするなど、平和のとうとさについて体験的に学ぶ機会を持っております。

学校における平和教育は学習指導要領に基づいて指導するものであり、その学習を通して自他を尊重し合い、恒久平和を願う子供を育ててまいりたいと考えております。

次に、教育委員会としての役割、また、3原則等についてのお尋ねでございます。

地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持・向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、公正かつ適正に行われなければならないものと捉えております。

教育委員会は、地域住民の意向の反映、政治的中立性の確保、継続的で安定した教育の維持確保など大切な役割があるものと認識しております。教育の中立性、継続性、安定性、これを確保するためには、学校などの教育機関を管理する上からも教育委員会は絶対に必要なものというふうに考えております。

しかしながら、この教育の政治的中立性、独立性を強く意識する余り、教育委員会と市長との意思疎通が十分に行われず、相互の理解が十分でないということになりますと、教育行政の効果的な推進、財政支出を伴う施策の企画・実施などという点において支障を来すということにもなります。教育委員会の中立性、独立性は確保しながらも、市長と連携を一層とり合いながら、地域における学校の役割が十分に果たせる、機能化した教育委員会でありたいと考えております。

次に、教育再生会議に関する御質問ですが、平成25年1月に、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくことを目的として、教育再生実行会議が設置されました。この会議で議論されるテーマとして、いじめ問題への対応、教育委員会の見直し、大学のあり方の見直し、グローバル化に対応した教育、6・3・3・4制のあり方、大学入試のあり方の6テーマがあります。

先ほどもございましたが、この中でいじめ問題につきましては、ことし7月にいじめ防止対策推進法として法制化されました。

これらのテーマは、これからの議論により施策が方向づけられると考えられます。全てが重要で大きな問題であるため、その動向には今後とも注視してまいりたいものと考えております。

最後に、教育委員会の取り組みの公表についてでございますが、昨年度の教育委員会の取り組みについて、教育委員会内部で検討したその結果を、先月、外部評価委員会を開催し、外部評価委員に協議いただいたところであります。

したがって、公表につきましては、その外部評価委員会のまとめができましたら公表できるものと捉えております。

以上、山本議員の御質問についての答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 御質問の、生活保護法の改正について、補足を一部させていただきたいと思っております。

このたびの改正につきましては、平成20年度以降、デフレで物価が下がっているにもかかわらず、生活扶助基準額が据え置かれてきたことを踏まえまして、平成20年以降の物価動向や、国の諮問機関である生活保護基準部会で生活保護基準の検証が行われております。その中で、夫婦や子供などの人数の多い世帯になるほど、生活保護世帯の基準額が一般低所得世帯の消費実態より多い傾向になっているとの報告などを勘案いたしまして引き下げられたものというふうに聞いております。

生活保護制度自体は、国民の誰にでも最低生活を保障するものでございまして、最後のセーフティネットといたしまして、国の責任におきまして適正に基準を定め、公平・公正な制度運営を図る観点から見直しがされたものと思っております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 質問の順序が前後しますが、3年かけて扶助費を10%程度減額すると、こう言うんですが、そりゃ今まではデフレで物価が安かったんだろが、今は物価上がりよるでしょ。国も、2%、どういう統計でその数値を出すんか、私も詳しくはわからないんですが、要するに、2%物価を上げればデフレ脱却だと、こう言うんです。しかし、専門家や学者の間では、政府統計の2%物価を上げるためには、実質的には、物品単価を1割上げなければこれは実現しないんだと、こういう指摘が大勢です。じゃあ、物価がデフレで安くなるとるから扶助費を下げるんだという理屈は通らんじゃないですか。これは国の基準の規定でしょうが、3年かけて10%引き下げると言うこの過程で、物価が上がると言う現実をどう見るんですか。

市町の段階でこの基準を実施しないとどうなりますか。市長の裁量権で、これは、3年間の10%を5%に抑えるとか、あるいはゼロにするとか、こういう裁量権はないんですか。ないとすれば、他の方法を考えてでも、実質的な生活の切り下げ、これに歯どめをかける措置が私は大事になってくるんじゃないかと思うんですが、だから、部長の答弁をお願いします。

今の措置をどうするかという措置については市長の裁量権ですから、市長から答弁お願

いしたいと思います。

それで、教育行政に関してですが、いじめについては11件というふうに、件数的におっしゃったんですが、これは、小学校、中学校合わせての数字ですよ。小学校でも、今、いじめの問題というのは、保護者の間で、私も相談を何件か受けた経緯がありますが、深刻な事態もいろいろ相談過程で知っております。これは、小学校で何件、中学校で何件、把握されとるんでしょうか。

それで、体罰の問題ですが、これは、広島県の教育委員会が公表した数値によると、体罰そのものもかなりの件数でふえとるようですね。大竹ではこういう事例というのはいないんですか。把握されとらんということですか、どういうことですか。あれば、むしろ率直に実態を示していただいて、これは、ただ教育委員会とか教育現場の問題だけではありません。社会的な取り組みも求められとるわけですから、私もたくさん孫もおりますし、現にそうした経験を持った孫もおるんですが、いじめや体罰のない教育環境、こういう方向で、できる範囲のことはしなきゃいかんというふうに思っております。

率直にそれをひとつ話してもらいたいんですが。

それで、先ほど、教育委員会の問題では、現状の制度のもとで、いかに教育委員会の役割を果たしていくかということを取り組むんだと、こういうことですから、いわゆる教育委員会無用論とか、任意による設置でいいじゃないかという意見ではないわけですね。

市長もその点では同じ意見だというふうに理解をしてよろしいですね。

それで、もう一つ大事なことは、平和教育に関して、大竹市は、学校図書室に「はだしのゲン」は置かれとるわけね、全校に。それで、こうした本が児童に自由に親しめるような環境、また、そういうことを手助けするといいますか、普及していくような努力といいますか、いうふうなことで言えば、学校司書の役割というのが大事なんじゃないかと思うんです。これは、小中学校、学校司書はどういう配置状況ですか。これも、正規の司書もおられるかもわからんし、あるいは非正規の司書もおられるかもわからんし、あるいは他の分野で仕事を持っておられる教諭が兼任をしておられるというケースもあるかもわからんが、その実態についてひとつ聞かせてください。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） この生活保護の基準額の改定といいますのは、先ほども市長の答弁ございましたけれども、他の方面にも影響が出てくるという要素を非常に含んでおります。また、この基準額の改定に当たりましては、原則的に5年に一度ということになっております。そういう物価の上昇局面あるいは下落の局面ということがあった場合に、その5年がどうなのかということは非常にあります。

今から物価が上昇するという前提に立てば、山本議員のおっしゃることも一部理解はいたしますけれども、こういう制度の中で、我々としたら運用していくということになるのかと思います。

ただ、他の一般の低所得者の方々を含めて影響が出るということも懸念されますから、国を挙げて各省庁に、その影響が出ないような取り組みをするようにということもございますので、その辺のところにつきましては、国の通知なり注視をした上で適切な、影響が

及ばないような形での努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、日本の国では、地域主権というような言葉がはやったりして、2000年かけてつくった中央集権国家が大きく変換していこうというような時期に来ております。

その中で、私は、福祉施策につきましては、まさに中央集権国家、国でもってきちっと基準を決めるということが大変大切だというふうに考えております。それは、今、困った方、苦勞される方のほうが多いこの日本の世の中で、困った方々に甘く言葉を差し出しますと非常に人気を博します。そういう形で、大きく国が危機的な状況になってくるということに危惧をいたします。

そういう意味で、国民的な議論の中で、国民的な合意のもとに国の基準を決め、その中で物事を決めていくということで、非常に甘い施策を地方、地方でとりますと、その地方の長は非常に人気を博し、人気が出るということ、そのことの誘惑に溺れないような形できちっとやっていくべきことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 教育問題についてお答えいたします。

まず、いじめについてですが、昨年度の11件の内訳ですが、小学校、3件、中学校、8件でございます。いずれも、その学校で適切な対応が図られているというふうに捉えております。

次に、体罰についてですが、昨年度、2件ございました。該当教諭につきましては、大竹市教育委員会へおいでいただき、教育長のほうから厳重注意をさせていただいているところでございます。

また、平和教育について、「はだしのゲン」は全ての学校に備えられており、いずれも自由に閲覧できるようになっております。

また、司書についてでございますが、司書については、現在、大竹市では配置をされておりません。今後について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 今、市長からいろいろお話があったんですが、この生活保護、最後の防波堤ですよね、生きるかどうかという、セーフティネットとしての、生活保護世帯としての制度そのもののよしあし。

それで、法律としては、生活保護法の改正なるものは成立をしなかったんですが、現に、今、議論しているような扶助費の引き下げという形で、実質的に生活保護世帯への生活の困難さが増していくということが明らかであるわけですが。

私、ここに、日本もまだまだ国際的なレベルから言えば後進国かなというふうに感じたことがあるんですが、ちょっと紹介しますが、時間がありませんが。

国連社会権規約委員会、これは、ことしの5月17日に、日本政府に対して、最低保障年

金の実現、生活保護での申請手続の簡素化、申請者の尊厳を守った対応を行うよう勧告したと、こうあるんです。だから、国際的なレベルといいますか、国際的な常識から言えば、日本はまだまだ後進国だと、人権にかかわる問題についてはまさに後進国というふうな感じがしたんです。

そういったことを踏まえて、ひとつ福祉行政を甘えの問題として矮小化しないで、国民全体の生活のレベルアップ、文化的な生活の向上という視点で見れば、この生活保護の問題は国民全体への、登壇して触れましたが、介護も医療も、全てにわたる国民負担増への突破口になる危険性がある。

そういう位置づけで、ひとつ市長も行政全般について対応をしてもらいたいということを書いて、終わります。

○議長（寺岡公章） 続いて、5番、乃美晴一議員。

〔5番 乃美晴一議員 登壇〕

○5番（乃美晴一） 皆さん、おはようございます。民政クラブの乃美でございます。

最後になりますが、よろしく願いをいたします。

一つ目は、本市の教育における学力向上への取り組みについて、二つ目は、市民の防災意識の向上についてをお伺いいたします。

まず、1点目の、公教育における学力向上に向けた取り組みについて、今、さんざん議論をされましたが、別の視点でお伺いをしていきたいというふうに思っております。

大竹小学校、小方小・中学校が新築され、耐震性の問題、児童生徒の学習環境の改善が図られてきました。残念ながら、玖波小学校の問題は残っていますが、現在検討中であり、いずれ改善が図られると信じております。また、中学校での給食がスタートするなど、大竹市としては、育ちのために関係者が努力されたことは十分評価に値すると思っております。

学習環境が整えば、学習の成果も当然求められてきます。少子高齢化の中、また、都市間競争が激しくなってきた今、人が住居を構える理由の一つに学校教育の充実が上げられます。

昨年総務文教委員協議会の席上、教育委員会より、大竹小学校において児童が着席しないなどの学級崩壊が起きているという報告がありました。現場では原状を回復させるのに必死であったというふうに伺っております。同小学校における基本的学習環境は現在整っている状況にあるのかを、まずお伺いをいたします。

また、本年8月、平成25年度全国学力学習状況調査の速報値が報告されています。広島県の状態はホームページなどで確認でき、課題はありますが、全国平均を上回っているという状況にあります。本市の速報値はどのような状況だったのでしょうか。公表できる部分があればお知らせいただきたいというふうに思います。

また、広島県では、文部科学省調査とは別に、小学校5年と中学校2年を対象に、基礎・基本定着状況調査を行っています。25年度の状況が公表されたばかりですが、数学と理科で、60%の平均通過率が低い状況にあります。広島県全体の問題として、県教育委員会も今後対策を打ち出してくるというふうに思っておりますが、大竹市での状況も分析し

て、本市独自の取り組みも重要な課題となります。

これまでの県の指導は、基礎・基本定着状況調査を、前年度と比較して改善が見られた学校の取り組みを見習えというふうに受けとめられておりますが、実情はどうなっているのでしょうか、教育委員会の方針を含めお伺いをいたします。

文部科学省及び県の調査で、全体としての学力はある程度把握できます。しかし、学習状況は個人で変わってきます。学習についてこれない児童生徒を見抜く力が学校現場に求められています。事務処理もふえる中、教員の研修を強化して対応されているとは思いますが、一度ついていけなくなるとさまざまな影響が出てきます。ノーテレビデーなどを設定し、家庭学習の機会を持つようにとの啓発もされておりますが、世の中のライフスタイルでは家庭学習もままならないのが実情です。

大竹市で学んだ児童生徒は、態度はもちろんだが、学習もしっかりできていると言われるように、いわゆる落ちこぼれを出さない本市独自の取り組み方針及び現状で実施されている施策があれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくお伺いをいたします。

次に、2点目の、防災意識の向上についてお伺いをいたします。

昨年、一般質問において、9月1日の防災の日で大竹市は何か啓発に取り組みましたかとお伺いをしました。そのときの答えはいいえでした。3月11日を経験して、日本人は震災及び津波の怖さを思い知らされました。また、福島第一原子力発電所の事故では、現在でも収束せず、新たな課題も山積しています。同時に、ことしは、局地的に降る豪雨により各地で大きな災害が発生しています。南海トラフの3連動地震の影響も中央防災会議が発表しております。

行政も、市民の安全と安心を守るさまざまな取り組みを行ってきました。公共施設への海拔表示板の設置、津波避難ビルの協定など、まだまだやるべき課題は多く残っていますが、着実に実施をしてきました。昨年度は土砂災害・水害ハザードマップを作成し、全世帯にも配布しております。

しかし、最終的には、災害に対して、自助、自分で助けることが大切です。常に災害に対して防御することを想定してはなりません。ただし、いつもそればかり考えているわけにもいかないというのが実情です。

そこで、何かしらの折に、考える材料を提供し続けてあげることが行政の役割として必要ではないでしょうか。大竹は災害がないという声をよく耳にします。他市町に比べ災害が少ないところとして自慢できることでもあります。しかし、それでいいのでしょうか。ことしも9月1日を迎えました。マスコミは、防災の日になみ特集を組んで事例紹介をしていました。広島県は、なぜか9月4日、11時に地震発生を想定したメールを配信し、退避行動をとる訓練、シェイクアウト訓練を計画していました。残念なことに、豪雨により中止となってしまいました。また、このシェイクアウトでは、居住する市町を登録するようになっていました。参加する方々が、この登録データを分析すれば、その市町の防災意識の一端が見えてくるのではないかと思います。

また、本年度作成の地震・津波ハザードマップの作成に反映するために、現時点の市民

の皆さんの防災意識を定量的に把握する必要があるのではないのでしょうか。具体的には、現在の防災意識をアンケート調査するなどしてみるのも一つの手ではないかというふうに思っております。その上でハザードマップを作成すると、もっといいものができてくるのではないのでしょうか。

さらに、そのアンケート結果などで得た情報をもとに意識啓発の方向を考えてみませんか。例えば、大竹市防災の日を設定し、できる範囲で避難行動をとる、避難所を開設し、夜間宿泊もできるように待機するなど、市民の皆さんに飽きのこないよう防災の意識づけをしていきませんか。世の中、防災アドバイザーなど専門性の高い職種が最近ふえてきました。これらの方の御意見を参考にしながら大竹市防災のブラッシュアップを図っていきませんか。

災害は起きないことが一番です。そのことは十分わかっておりますが、市長の御見解をぜひ伺いしたいというふうに思います。

以上、登壇しての質問は終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、乃美議員の防災意識の向上についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、公教育における学力向上につきましては、後ほど、教育長が答弁をいたします。

ここのところ、想定を超える災害が各地で起こっております。不幸にも災害に遭われた方々につきましてはお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興ができますよう願っております。

振り返ってみましても、この大竹市は、幸いにも大きな自然災害が少ない地域でございます。そのため、今、議員御指摘の、災害の恐ろしさを肌で感じたことのない方々がほとんどではないかというふうに思います。私は、常々、まず逃げる、この一言を伝えていきたいというふうに申し上げます。今回、啓発活動する機会をいただけたというふうに思います。ありがとうございます。

昨今、全国各地で頻発する大雨災害などにより、市民の皆様の自然災害に対する不安や関心はいやが応にも高まっているとは感じております。一方で、市民の皆様お一人お一人が防災をみずからのこととして意識し、いざというときに適切な行動がとれるようにするためには、地道に防災知識の普及・啓発活動を実施していくことが重要であると考えております。

市からの防災情報の発信につきましては、土砂災害と洪水の避難地図、いわゆるハザードマップを作成し、ことし5月に全戸配布させていただきました。このハザードマップには、土砂災害や洪水の危険箇所や避難場所、また、防災に関するさまざまな情報も盛り込んでございます。また、広報やホームページには定期的に防災情報を掲載し、フェイスブックにも防災の関連記事を載せるよう努めているところでございます。さらには、今年度、沿岸部の公民館や学校など36カ所への海拔表示も実施いたしました。

このように、さまざまな形で災害に対する意識啓発の取り組みを行っており、今後も、継続的に、繰り返しきめ細やかな啓発を行っていきたいと考えております。

ただ、市民の皆様がふだんから災害の発生に備え、また、いざというときに自然に自主的な行動がとれるようにするためには、行政からの一方的な働きかけだけでは難しいと感じております。

現在、市内の6割を超える自治会で自主防災組織が設立され、防災訓練など自主的な活動を行っておられます。各組織では、防災訓練への参加者をふやすため、地区の行事と絡めて実施するなど工夫をされており、子供から高齢者まで多くの方が参加されています。防災意識を高める格好の機会となっており、市といたしましても、消防本部と連携しながら必要なアドバイスや支援をしているところございます。

また、自主防災組織の活動の中で、わがまち、わが地域の防災マップづくりに取り組んでいるところがふえてきております。より身近な地域の危険箇所や避難経路などを地域の皆様みずから考えるマップづくりは、必然的に防災意識も高まる大変有意義な活動と感じております。

一方で、活動が停滞していると思われる組織や、組織そのものが設立されていない地域につきましては、市から積極的にアプローチしていくとともに、適切なアドバイスや支援を続けてまいりたいと考えております。

防災意識の向上のためには、地道にこつこつと取り組んでいく方法しかないと思っております。大規模かつ広範囲に発生する災害がふえ、市民の皆様の防災への関心が高まっている今こそ、防災意識をさらに高めていただくよい機会と捉え、継続的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上で、乃美議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、乃美議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、現在の取り組みの状況についてでございますが、昨年度、問題になった学校については、今年度当初、教職員が一致団結して、また、懸命に取り組みを始め、基本的学習習慣、基本的生活習慣の育成に取り組んだところでございます。

昨年度と比べ、今年度は随分落ちつきのある学習態度、生活態度が見られるようになったという報告を受けております。しかし、残念ながら、7月初めにはややそれが乱れたというような実態も聞いております。

そういった問題のある状況について、職員が懸命な対応に努め、また、夏休み等の研修において、2学期の取り組みをしっかりと考える中で今学期がスタートしております。現在、校長のほうから報告を受けているのは、大変落ちつきのある学習状況が続いているという連絡を受けております。

次に、学力向上についてでございますが、学校は、子供たちに確かな学力を身につけ、心身の健全な成長を促すためにあります。学力向上は学校教育が担う使命の一つであります。また、保護者や地域の皆様が最も期待しておられることだと受けとめております。

先日、全国学力・学習状況調査と基礎・基本定着状況調査の結果が相次いで公表されました。

大竹市では、全国学力・学習状況調査は、全国平均をやや下回りましたが、県の基礎・基本定着状況調査では、小学校では、実施した3教科全てで県平均を上回り、中学校では、実施した4教科のうち2教科で県平均を上回っております。これらの学力調査の結果につきましては、年度によって多少の違いはありますが、ここ数年はほぼ上昇傾向にあります。

学力調査は、一人一人の学力を把握する一つの方法ですが、学校においては、この学力調査以外に、学校内でのテストや授業中の行動、発言内容などから、つまずきや学習理解度など一人一人の学力の把握に努め、学習指導に生かしているところでございます。

先ほど、現在の状況について御質問がございましたが、言うまでもなく、子供たちが学校生活の中で最も多く時間を費やしているのが授業です。その授業について落ちつきのある、そういった授業を展開していくこと、教育委員会といたしましては、学力向上は授業が基本であるという理念のもと、授業改善、魅力ある授業づくりに全力を傾けてまいりたいと考えております。

本市独自の学力向上の具体的な取り組みについてでございますが、一つは、他市町の改善事例を参考にした取り組みですが、教師の授業力向上を狙いとしたJプラン研修でございます。授業力向上のためには、よい授業を見て学ぶという趣旨のもと、今年度、7回の計画で、各校のお勧め授業を見合うという市独自の取り組みを行っております。

二つ目は学級支援員の配置でございます。

繰り返しになりますが、昨年度、落ちついて授業に取り組めないという実態があったことから、個々への支援が必要とされる学級に支援員を配置しまして、子供たちが少しでも落ちついた授業ができるような取り組みができるように考えているところでございます。

三つ目は少人数指導のための教員配置でございます。

学習習慣や学習規律を身につける上で最も大切な時期に当たる低学年において、大竹市独自で30人学級を実施しているところでございます。

これらの取り組みの効率化・機能化を図る上でも、今年度は、教育委員会による学校訪問をこれまで以上に頻繁に行って、授業づくりや学級づくりなど、授業の質的向上、教師の指導力向上を目指し、積極的な指導・助言を行っているところでございます。授業の質や教師の指導力の向上は子供の学習意欲を高め、学習習慣の定着につながるものと考えております。

一人一人が学習意欲を持ち、みずから考えて、みずから判断して、みずからの力で生き抜いていく力を一人一人につけてまいりたいというふうに考えております。

今回、教育委員会の主要施策である学力向上についての答弁の機会をいただき、ありがとうございました。

今後とも、大竹市の子供たちの学力向上に向け、教育委員会と学校の取り組みへの御理解・御支援をお願いしまして、答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 5番。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。

まず、教育の学力向上のほうからいきたいと思うんですが。

毎年4月の時期になると、クラス編成を見て、お母さん方、お父さん方、一喜一憂される。クラス編成というより、担任の先生とかその辺を見ながら、小学校も中学校も姿をこころずっと見てきました。そんな状況でいいのかなとがっかりされる方もいらっしゃるんです。そんな状況でいいのかなと思いつつ、思いながらもしっかり見てきました。

それぞれの学校の、先ほど言いました気づきですね、先生の気づきというところの部分、この子できてないなと、この子できたなと。それはやっぱり先生個人の力量によって決まってくるというふうな先ほどの答弁なので、そのためにいろんな研修会をして、いい授業を見ていこうというお考えでしょうから、それぞれの先生のその力量を大竹市教育委員会としては物すごくバックアップをして、先生、いろんな大変な授業、授業だけじゃないですね、いろんなことで大変なことがありますので、教育委員会として、その先生のレベルアップを、先ほども言われましたように、もっともっと積極的に関与して、上げていきたいんだというお考えをまずもって理解をさせていただきたいというふうに思います。

さらに、その上をいく、先生それぞれのレベル、個人のレベルを上げていくという部分に加えて、本市で独自にこういった取り組みができないかなというところは、いろんなマスコミの状況とかを見ても、先ほど言いましたように、中教審とか教育再生会議で土曜日の授業の復活をとかいろいろあります。自治体によっては、世田谷とか既に土曜日授業を再開させて、エリートクラスなんでしょうけど、そこは再開させているところもあります。

そういった事例も踏まえて、その大竹市独自の強みを、教育、学力においても強みをどこか打ち出せるポイントはないのかなというふうに考えておりますので、少人数学級というのはもちろんその強みでもあります。ただ、小学校1、2年ということで、それをさらに拡大するというのも大竹市独自の強みだろうというふうに思っておりますので、ぜひ強みを出していけるような施策を、今後、教育委員会のほうで検討を、地道な検討になるかもわかりませんが、していただきたいと思いますというふうな思いがありますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

先ほど言いましたように、今やっている取り組みというのを学校側から発信をしないと、学校側から保護者に向けては発信されるんでしょうが、地域に向けての発信というのがなかなかない。全国に向けても大竹市としてはいろんな取り組みをしますよという発信ができるように、ぜひ前向きに、能動的な教育委員会になっていただいて、まだそうじゃないとは言っていないですよ、今、能動的ではないとは言っていないので、ここ何回か教育委員会も拝見させていただきましたが、さらにその教育委員会の皆さんの熱を発揮していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

教育に関しては、専門の方々が専門的にいろんな学習をされるという機会を、なるべく大竹市としても、県に頼らず、していただければというふうに思いますので、その辺に関しては、市長部局のほうもよろしく御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

教育の最後になるんですが、最後になるかどうかわかりませんが、教育長がまだ御就

任されて何カ月かですね。先ほど、一人一人が生きる力をつける子供になってほしいという思いをおっしゃっていただいたんですが、その言葉に代表されるんですかね。教育長の思いというのをぜひ、こういう子供に育てほしい、先ほどの言葉であればそのとおりで結構なんです、そのほかに思いがあれば、ぜひ、読まないで言っていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） ありがとうございます。

まず、教育委員会としまして、教師の指導力向上を図っていく、また、そのための研修をしっかりとやっていく、大竹市独自の取り組みを行っていくということ、本当に熱意を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大竹市独自の、今、Jプラン研修というのをやっておりますけども、それと並行して、各学校では授業力向上のための校内研修を実施しております。したがって、先生方は、その校内研修での取り組み、そして、大竹市としての研修の取り組み、同時に、そういった授業力向上、指導力向上を目指す、そういった研修を今行いながら、また、日々の子供たちに接しながら自分の力量を上げているところでございます。

最後に、私の思いということですが、やはり中学校は義務教育の最終段階でございます。ぜひ、社会に出て困らない力、みずから考えて、みずから判断して、みずからの力で人生を生き抜いていくたくましさをやはり身につけてほしいと思っております。そのためには、みずからの夢や希望をしっかりと持って、その希望の実現に向けて、くじけない心や努力し続ける心、そういった心を育んでまいりたいというふうに考えております。

小学校では、その礎となる力、つまり、基礎的な知識・技能を身につけさせていくということとともに、素直な心であるとか、思いやりを持っている心であるとか、そういう人間として備えておく、そういった力を育んでまいりたいというふうに思っております。そのことが笑顔・元気・かがやく大竹っ子の育成につながっていくものではないかというふうに思います。

やはり我々は、一人一人の子供に対して、熱意を、情熱を持って接していくということがまず一番であろうというふうに考えております。そのためには、学校が主体的に取り組んでいく創造的な取り組みができるように、やはり伸びやかに教育を行っていく、そういう学校を築いてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、御支援のほうよろしくをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 5番。

○5番（乃美晴一） ぜひ、教育長が言われたような理想の子供ばかりになるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。そのための協力も、市長部局も惜しまないようによろしくをお願いをいたします。

次に、防災のほうに移らせていただきます。

毎回、防災ばかり聞いて申しわけないなという思いもあるんですが、究極、行き着くところ、最後、先ほど、市長が言われましたように、逃げるという自助をどうするかとい

うところにやっぱり落ちつくんだらうというふうに思います。

問題は、その防災というか、災害が起きたときにこういう態勢をとっておきましょう、とりましょうと、独身の方は自分で思うしかないんですが、家族で話し合う機会をぜひ設けるといいなというふうな思いがありまして、先ほど提案させていただきました防災の日というのを、全国防災の日というのは、東京の震災のときなんです、関東大震災ですね、そのときの記念の、記念と言うのもおかしいですが、その日を忘れないということであるんですが、その日を全国ということやられて、3月11日も、皆さん、防災をテレビを見れば思い出すということになるのだらうというふうに思うので、ぜひその機会も捉えながら、行政としてやっていただければというふうに思います。

それから、先ほど少しお話の中で触れさせていただいた県のシェイクアウトの訓練です。残念ながら中止になってしまいました。このような訓練が物すごく有効だというふうに私自身も思いますが、ただ、メールが鳴ったら机の下に隠れなさいよということだけでも、市役所内を見てみても、それができるのかと。300人、300人じゃない、お客さん入れて、常時、大体150人ぐらいですかね、100人ぐらいですかね、市役所庁内にいると思うんですが、その方々が全員、何の説明もなしに、登録しなさい、メールが鳴ったら机の下に、地震が来たら隠れなさいということが何の勉強もなしにできるのか、物すごい、今、県の施策の中では不思議な部分なんです。

関心のある人しか登録しないようなシステムになってますので、やりようによってはできるんだらうと思うんですが、全員が、もうわからない人も含めて、この議場にいる人全員が、今、メールが鳴ったらどうしなさいよというのを事前説明とか絶対要るんだらうというふうに思うような感じです。それが、説明なしでできるようにするというのが、今回、県が実施した訓練の主な内容かなと思っております。

先ほどちょっとお伺いしたんですが、わかっていけば、その大竹市って登録した、事業所の方は事業所数で登録しとるんでしょうけど、大竹市で、県が総括をするのは4日に訓練ですから、今時点で総括をしとるかどうかというのはわからないんですが、大竹市としてその登録をした方がどのぐらいいたかというのがわかれば、ぜひ教えていただきたいと思えます。

○議長（寺岡公章） はい、お願いします。

○総務課危機管理監（高津浩二） ありがとうございます。

9月4日に予定しておりました県のシェイクアウト訓練、地震を想定した一斉防災訓練なんですけども、大竹市の参加予定者、これ、先ほど言われましたように中止になりましたので、予定者ということなんですけども、一応、団体参加ということで、企業または学校とかを全部入れまして16団体で、総数が3,549人というふうな参加予定というふう聞いております。

議員おっしゃられましたように、こういう訓練はほんとにきっかけということで、市もいざというときにまず何をしたらいいのかというのがなかなか、我々もですが、周囲の皆さんにとってもその最初の初動対応というのが難しいと思っております。そういうきっかけをつくってくれた訓練だったんじゃないかと思えます。

これについては、また改めて日にちを定めてやりたいということですので、また期待をしておるところでございます。

○議長（寺岡公章） 5番。

○5番（乃美晴一） 3,500人、かなりの数ですよ。ということは、こんなに防災意識が高いのかなってちょっと不思議に思ったところの数字でもあります。

企業でごそつとという場合もあるでしょうから、そういうことも含めて16団体ということなので、一般の市民を、今後、私も、団体登録ではなくて携帯から登録してますので、そういった方の人数も今後わかれば、ぜひ把握をしていていただきたい、県と連携しながら把握をしていただきたいと思います。

それから、なぜこんなことを言うかという、私、先ほど、自主防災という話もありましたけど、自主防災入ってますよねって聞くと、「自主防災って何」と言う人のほうが圧倒的に多いんです。いや、「この地区、自主防災があるので、いわゆる避難訓練とかしよるんですけど」っていう話をすると、参加したこともないし、そんなのがあるのかも知らんしという方のほうが圧倒的に多いんだろうと思います。共助の部分で自主防災が有効であるというのは、今、大体の皆さんの御意見だろうと思います。自助をまず優先させるということと若干矛盾するんですが、とにかく自助を優先させるんだということで、そのきっかけを、先ほど言われましたように少しずつしていただきたいと思います。

そのためには、今時点の防災意識がどこにあるのかというのを一度調査してみたらどうですかねという御提案をさせていただきました、先ほど。防災アドバイザーも広島にはいっぱいいらっしゃるし、そういった方々の意見も参考にしながら、ぜひやっていただければと思いますが、その定量的な把握、防災意識の、その辺についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 市民の皆さんの防災意識をどう把握しているかということでございます。

実は、昨年、福祉課のほうで地域福祉計画というのを策定しました。これ、地域福祉計画というのは、高齢化が進んでいる中で、その地域の助け合いとか支え合いをどうしていくかということ、そういう計画なんですけども、その中でアンケートを実施しておりました。

防災につきましても、今は地域の助け合い、支え合いということにつきまして欠かせないテーマということで、防災に関する質問も何点かさせてもらいました。その中で、例えば、さっき、議員さん御指摘されたように、自主防災組織が必要かという問いについては、7割以上が必要だというふうに回答されておりますが、じゃあ、自分のところに自主防災組織があるのを知ってますかという質問には2割ぐらいの方しか回答がありませんでした。別の質問で、じゃあ、避難場所を知ってますかという質問には、避難場所知ってますという方が70%いらっしゃいます。

そういったことから、やはり防災に対しての個人的な危機感というのは皆さん持っておられるんだろうと思います。だけど、じゃあ、それから自分はどうしていくのか、日ごろ、

どう備えるのかとか、いざというときにどうしたらいいのかというのは、なかなかまだ準備ができてないのかなと思っております。

ただ、そういった点は、我々が積極的に啓発をしていく大きな課題じゃないかというふうに思っております。

○議長（寺岡公章） 5番。

○5番（乃美晴一） 福祉計画をつくっていく上で防災のアンケートをしてみました。危機管理監が、たまたま前課が福祉だということで、その情報をお持ちだったんだろうというふうに思います。そうでなければ、そこまでスムーズな連携が、今、庁内で図られるのかなという疑問も生じてしまいますが。

ぜひですね、幸福度調査を毎年やられます。その幸福度調査の中とあわせて、本当に皆さんの意識レベルがどこにあるのかということを図りながら、いろんな施策を今後考える材料というふうにしていったら一番いいのかなと思っておりますので、ぜひ御一考いただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

まずは逃げるということを市民の皆さんにどうやって通知をしていくのかという最終的な課題も残っておりますが、今回の一般質問ではそういうところまで突っ込まないということにさせていただきます。

大体、以上、御検討いただけるのであれば御答弁は結構ですので、ぜひよろしく願いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

認 第 4号 平成24年度大竹市水道事業会計決算の認定について

認 第 5号 平成24年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

認 第 6号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第55号 大竹市水洗便所改造資金貸付条例等の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第2、認第4号平成24年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第5、議案第55号大竹市水洗便所改造資金貸付条例等の一部改正についてに至る4件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） それでは、認第4号から認第6号及び議案第55号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

初めに、認第4号平成24年度大竹市水道事業会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少や節水機器の普及等が進んでいることで、料金収入の減少に歯どめがかからないものとなっております。

こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、経費の節減等による経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は342万3,874立方メートルで、前年度から4万6,252立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業でございますが、総額で1億1,450万9,098円を支出いたしております。

主な事業としましては、阿多田地内配水管改良工事が1,539万9,300円、誠和団地配水池配水槽改修工事が1,477万7,700円、南栄2・3丁目地内配水管改良工事（3工区）が2,327万1,150円となっております。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額4億9,364万7,512円、支出総額4億9,246万9,857円で、差し引き117万7,655円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、平成24年度末の当年度未処分利益剰余金は2,254万9,031円となり、全額を翌年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額7,453万5,289円、支出総額1億4,844万9,094円で、差し引き7,391万3,805円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額477万1,923円、過年度分損益勘定留保資金3,314万1,882円、建設改良積立金3,600万円で補填いたしております。

続きまして、認第5号平成24年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、説明を申し上げます。

工業用水道事業につきましては、平成20年度の追加給水契約の締結により財政面の改善が進んだことや、経費の節減等による経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,104万3,643立方メートルで、前年度から530万4,379立方メートル減少いたしております。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億4,103万8,384円、支出総額4億6,977万4,065円で、差し引き7,126万4,319円の純利益となっております。

前年度繰越欠損金を加算しますと、平成24年度末の未処分欠損金が4億8,470万5,732円となり、同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億9,961万6,000円、支出総額4億3,523万9,445円で、差し引き2億3,562万3,445円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額144万443円、過年度分損益勘定留保資金2億3,418万3,002円で補填いたしております。

続きまして、認第6号平成24年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について、説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、処理区域内人口の減少や節水機器の普及等による使用水量の減少で、使用料収入の減少に歯どめがかからないものとなっております。

こうした中、下水処理場の包括的民間委託による経費の節減など、経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は831万4,552立方メートルであり、うち、汚水分年間有収水量は308万139立方メートルで、前年度から5万8,491立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業でございますが、総額で2億972万7,067円を支出いたしております。

主な事業としましては、小島汚水中継ポンプ場受電設備改築更新工事が1億5,275万5,050円、大竹下水処理場濃縮汚泥ポンプ電気設備改築更新工事が1,428万円などがございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額7億5,172万5,753円、支出総額7億3,168万6,240円で、差し引き2,003万9,513円の純利益となっております。

これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、平成24年度末の当年度未処分利益剰余金は1億1,933万2,943円となり、全額を翌年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額5億6,900万3,370円、支出総額8億4,198万262円で、差し引き2億7,297万6,892円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額412万3,355円、過年度分損益勘定留保資金1億5,678万4,007円、当年度分損益勘定留保資金1億1,206万9,530円で補填いたしております。

以上が、水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算概要でございます。

続きまして、議案第55号大竹市水洗便所改造資金貸付条例等の一部改正について、説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、現在の低金利の状況にあわせて延滞金の割合が見直されたことに伴いまして、当該割合を準用している関係条例についても同様の見直しを行おうとするものでございます。

改正する条例につきましては、大竹市水洗便所改造資金貸付条例、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、大竹市漁業集落排水施設整備事業受益者分担金徴収条例、最後に、大竹市農業集落排水施設整備事業受益者分担金条例の四つの条例でございます。

改正の内容でございますが、初めに、大竹市水洗便所改造資金貸付条例につきましては、当分の間、遅延利息の割合を引き下げるものでございます。現行の年14.6%を、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。また、あわせて字句の修正を行っております。

次に、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、大竹市漁業集落排水施設整備事業受益者分担金徴収条例、大竹市農業集落排水施設整備事業受益者分担金条例につきましては、当分の間、延滞金の割合を引き下げるものでございます。

現在、これらの条例では、延滞金の割合が年7.3%の期間を、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前」としてありますが、これを「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改めるものでございます。

また、納期限後一月以内の延滞金の割合につきましては、現行の年7.3%を、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものとし、納期限後一月を超える延滞金の割合につきましては、現行の年14.5%を、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。また、あわせて字句の修正を行っております。

施行日につきましては、いずれも平成26年1月1日からとし、施行日以後の遅延利息または延滞金について適用するものとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、認第4号から認第6号まで及び議案第55号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成24年度大竹市水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の決算審査の結果について御報告申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。審査は、平成25年7月1日から7月26日までの期間で行いました。

市長から提出されました決算書類は、水道事業及び工業用水道事業並びに公共下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証票類の照合など、通常実施すべき審査手続によりまして審査をいたしました。

次いで、3事業の経営内容を把握するために計数の分析を行い、3事業が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを主眼といたしまして、慎重に審査を行いました。

その結果、決算諸表の計数は正確であり、当年度の経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

それでは、審査結果の詳細につきましては、お手元にございます決算審査意見書により御説明をいたします。

当年度の水道事業会計決算は11年連続、工業用水道事業会計は4年連続、また、公共下水道事業会計は6年連続して、3事業とも黒字決算となっております。

まず、水道事業会計の経営内容を分析してみますと、給水原価は1立方メートル当たり143円66銭、これに対する供給単価、いわゆる販売単価は130円12銭となり、前年度と比較すると、販売損は10円25銭増加して13円54銭となっております。

次に、決算内容を見てみますと、営業収支は320万4,000円の損失でしたが、営業外収支を加えた経常収支では164万8,000円の利益となっております。

これに特別損益を加えますと、当年度は117万8,000円の純利益となりましたが、昨年度の純利益と比較しますと3,700万9,000円減少をしております。

この主な要因ですが、費用面において、給配水費等の営業費用が2,941万2,000円増加し、収益面で、営業収益が1,492万6,000円減少したことによるものでございます。

利益剰余金につきましては、純利益を加えた当年度未処分利益剰余金2,254万9,000円を翌年度に繰り越すこととなっております。

なお、本年度利益剰余金の建設改良積立金から3,600万円を自己資本に組み入れ、資本の増加を図っております。

次に、工業用水道事業会計でございます。

経営内容を分析しますと、給水原価は1立方メートル当たり42円52銭で、供給単価、いわゆる販売単価は48円82銭でございます。差し引き6円30銭の販売益となっております。

決算内容について見ますと、営業収支2億201万7,000円の利益に対しまして、営業外収支は、企業債の支払利息等で1億3,060万4,000円の損失となっており、全体としては7,126万4,000円の純利益となりました。昨年度の純利益と比較しますと2,120万6,000円の増加となっております。

当年度の純利益7,126万4,000円は、前年度繰越欠損金5億5,597万円へ補填され、当年度未処分欠損金は4億8,470万6,000円に減少し、翌年度に繰り越されることとなっております。

さらに、公共下水道事業会計でございますが、経営内容を分析しますと、処理原価は1立方メートル当たり87円85銭、処理単価、いわゆる使用料単価は90円36銭でございます。差し引き2円51銭の処理益となっております。

決算内容について見てみますと、営業収支は7,838万3,000円の利益となっておりますが、営業外収支は、企業債支払利息等で5,706万9,000円の損失となっており、特別損益を加えますと、全体としましては2,004万円の純利益となっております。

利益剰余金につきましては、純利益を加えた当年度未処分利益剰余金1億1,933万3,000円を翌年度に繰り越すこととなっております。

次に、建設投資についてでございますが、水道事業では、南栄2・3丁目地内配水管改良工事2,327万1,000円、阿多田地内配水管改良工事1,539万9,000円でございますが、前年度と比較しますと2,142万6,000円増加しております。

工業用水道事業では、建設投資に関する工事等はございませんでした。

公共下水道事業においては、小島汚水中継ポンプ場受電設備改築更新工事1億5,275万5,000円、大竹下水処理場濃縮汚泥ポンプ電気設備改築更新工事1,428万円等でございますが、前年度と比較しますと1億1,719万3,000円減少をしております。

以上が、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の審査の概要でございます。

さて、平成24年度の経済動向についてですが、復興需要や政策効果の発現等により、23年度末をピークに回復基調にあった我が国経済は、24年度に入り、年度の前半は欧州債務問題、中国経済の悪化の懸念等による世界経済の減速の影響を受け、景気の足踏み感が強まりました。さらに、日中関係の悪化による輸出の減少や、内需を喚起してきたエコカー購入補助金制度も終了し、景気の減速感は一段と強まり、為替レートも70円台後半の円高状態を推移する状況で、大手電気企業は巨額の損失を出すなど、輸出産業において業績不振が目立ちました。

しかしながら、年度後半には、政府の経済政策の転換、日本銀行の金融緩和策により、為替レートが円安に推移し、株価が大幅に上昇いたしました。こうした動きを受け、家計や企業の心理も改善しており、個人消費などの持ち直しに加え、輸出も向上してきています。

今後、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、所得、支出、生産の好循環が確かなものになっていくと期待されています。

このような情勢のもとで、平成24年度の決算につきまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の全てで黒字決算となっております。

水道事業会計につきましては、給水人口の減少や節水機器の普及・定着等により、水道料金の減少傾向は続いております。一方、費用面においては、人件費等が増加するなどして営業費用が増加しており、平成24年度の純利益は、昨年度と比較して大きく減少し、収支ゼロに近い状況まで落ちております。

また、市の有収率は依然として減少傾向にあります。これの対策として、毎年度1%ずつ管路の更新をしていく計画を確実に実行され、有収率の減少を食い止めていただくことなどを含めて安定的な経営ができるように努めていただきたいと思います。

次に、工業用水道事業会計につきましては、平成24年度の料金収入及び有収水量は、前年度と比較すると、ほぼ全ての給水先で減少をしております。

さらに、旧第2期工業用水におきましては、平成20年3月に、当時の日本大昭和板紙西日本株式会社と和解契約を締結したことにより5年間の工業用水の供給を行ってまいりましたが、平成24年度で終了しております。

このような背景もあり、平成25年度以降も料金収入及び有収水量は減少していくと推測されます。

よって、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、水道事業以上に厳しくなると推測されますので、総水量に見合うような維持管理を行うなど、安定的な経営が持続できるように努めていただきたいと思います。

公共下水道事業におきましては、収益面では、処理人口の減少や節水機器の普及・定着により、使用水量の減少に伴いまして、使用料収入の減少傾向は続いております。

一方、費用面では、3事業間の費用負担変更による人件費削減などがあり、結果として、平成24年度も利益を計上しております。

本市の公共下水道は、比較的早くから事業展開が行われて、県下でも有数の普及率を誇っている反面、施設の老朽化が大きな課題であり、このため、下水道長寿命化計画が策定されております。この計画に沿って、下水処理場やポンプ場の長寿命化を着実に実行し、安定的な経営が持続できるよう努めていただきたいと思います。

これまで、3事業合わせれば安定収益を上げていますが、平成25年度以降については、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業、いずれも今後の経営環境は厳しくなることを十分認識され、一層、市民の福祉増進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、まことに簡単でございますが、決算審査に当たっての御報告といたします。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第4号から議案第55号に至る4件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6～日程第7〔一括上程〕

議案第50号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第51号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（寺岡公章） 日程第6、議案第50号公平委員会委員の選任の同意について及び日程第7、議案第51号教育委員会委員の任命の同意についての2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第50号公平委員会委員の選任の同意について、説明を申し上げます。

御承知のように、公平委員会は地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、伊藤文雄氏が10月25日をもちまして任期満了となります。

伊藤氏は、平成21年10月26日から大竹市公平委員会委員としてその職務に精励され、人格、識見ともすぐれ、委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めます。

以上で、議案第50号の御説明を終わります。

続きまして、議案第51号教育委員会委員の任命の同意について、御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で5人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち、烏田克茂氏が9月30日をもちまして任期満了となりますので、その後任として新矢佳弘氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めます。

新矢氏は、昭和52年3月、岩国工業高等学校を卒業され、同年4月から株式会社新興計器製作所入社、同社退社後、大竹郵便局、日産サニー広島販売株式会社を経て、平成3年3月から有限会社オートプランニング代表取締役社長に就任されております。

また、平成17年度には松ヶ原小学校PTA会長、平成20年度には大竹市PTA連合会会長、平成24年度には広島県PTA連合会副会長などを務められ、人格、識見ともすぐれ、

教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げるもの  
でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第50号及び議案第51号の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第50号公平委員会委員の選任の同意  
についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これに同意することに決定しました。

続いて、議案第51号教育委員会委員の任命の同意についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これに同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第52号 大竹市附属機関設置に関する条例の制定について

議案第54号 大竹市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

議案第58号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第8、議案第52号大竹市附属機関設置に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第59号平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第52号、議案第54号、議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第52号大竹市附属機関設置に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本件は、行財政改革の取り組みの一環として、附属機関に関する事務の標準化に取り組んだ結果として、本市が任意に設置している附属機関を一つにまとめて条例化しようとするものでございます。

これまで個々の条例に規定していた機関を一本の条例にまとめることで、附属機関の位置づけをより明確にし、委員の委嘱や会議等の運営事務の標準化を図ろうとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条には、大竹市に設置する任意の附属機関をこの条例に規定するという趣旨を、第2条には、附属機関の名称、事務、委員に関すること及び庶務担当部局を別表にしてあらわすことを、第3条から第11条には、附属機関の標準的な運営に関することを、第12条には、本条例に定めるもの以外に必要な事項がある場合の委任について定めております。

また、この附則で、この条例の施行日、新条例に移行した結果、不要となります旧条例の廃止、現在、委嘱をされている委員がその身分を継続できるようにするための経過措置、新条例への移行に伴う関連条例の一部改正を定めております。

続きまして、議案第54号大竹市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合が見直されたことに伴いまして、当該割合を準用している関係条例についても同様の見直しを行うものでございます。

改正する条例と内容につきましては、大竹市後期高齢者医療に関する条例、大竹市国民健康保険条例、大竹市介護保険条例、大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例、大竹市営住宅設置及び管理条例、大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の六つの条例で、いずれも、当分の間、延滞金または遅延利息の割合を引き下げるものでございます。

その割合についてでございますが、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料につきましては、納期限内に納付されない場合は、納期限後一月以内の延滞金の割合を、現行の年4.3%から、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものとし、納期限後一月を超える延滞金の割合につきましては、現行の14.6%から、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。

次に、小型合併処理浄化槽設置資金につきましては、遅延利息の割合について、現行の

年14.6%から、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。

次に、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃等につきましては、納期限後一月以内の延滞金の割合について、現行の年7.3%から、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものとし、納期限後一月を超える延滞金の割合については、現行の14.6%から、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。

施行日につきましては、いずれも平成26年1月1日からとし、施行日以後の延滞金または遅延利息について適用するものとしております。

続きまして、議案第58号平成25年度大竹市一般会計補正予算第1号につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億4,822万5,000円を増額し、予算総額を138億1,753万5,000円にするものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算第1号の内容を順に説明をさせていただきますが、説明の都合により、64ページの歳出から御説明をいたします。

第2款総務費につきましては1億5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地域の元気臨時交付金を財源として、本庁舎内のスロープ設置の小規模工事費を330万円計上するものでございます。財政調整基金積立金7,920万5,000円は、経済対策として交付される地域の元気臨時交付金のうち、今年度中に完了見込みのない事業費分につきまして基金に積み立てるものでございます。また、木野地区まちづくり特別補助金として1,750万円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては868万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、地域の元気臨時交付金を財源とした、ゆうあいの里屋根防水・外壁改修設計等委託料を440万円、子ども・子育て支援事業計画策定に向けた委員報酬や通信運搬費等を69万5,000円、母子生活支援施設入所措置費を359万3,000円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、地域の元気臨時交付金を財源とした、斎場設備改修設計業務委託料として320万円計上するものでございます。

第8款土木費につきましては710万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、カーブミラーや道路照明等の点検委託料として260万円、改修の工事請負費として300万円、御園一丁目仮設防護柵設置の工事請負費として150万円計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、緊急防災・減災事業として、老朽化している消防団の小型動力ポンプ積載車を4台更新するための備品購入費等として2,713万3,000円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、7月豪雨時に発生した林道松ヶ原奥谷尻線の路肩崩落の復旧工事費として209万9,000円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、62ページからの歳入予算につきまして御説明をいたします。

第13款国庫支出金につきましては9,265万1,000円を増額でございます。

内容といたしましては、歳出に計上しております母子生活支援施設入所措置費に対する国庫負担金を179万6,000円、国の経済対策の一環として交付される地域の元気臨時交付金を9,010万5,000円、災害復旧対策事業に対する国庫補助金を75万円計上しております。

第14款県支出金につきましては、母子生活支援施設入所措置費に対する県負担金を89万8,000円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算における財源調整として、財政調整基金繰入金を2,229万9,000円計上するものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度の決算剰余に係る繰越金を407万7,000円計上しております。

第20款市債につきましては、消防団車両整備事業債を2,710万円、林道災害復旧事業債を120万円計上するものでございます。

続きまして、59ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

なお、ゆうあいの里改修に要する経費及び斎場改修に要する経費については、地域の元気臨時交付金を財源として実施する予定でございます。

次に、第3表繰越明許費の補正につきましては、諸般の事情により年度内に事業の完了が見込めないため、繰越措置をお願いするものでございます。

60ページからの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

続きまして、68ページからの、議案第59号平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,268万3,000円を増額し、予算総額を25億9,793万1,000円にするものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第3款地域支援事業費では、高齢者用集団認知検査委託料は、介護給付費改善市町インセンティブ付与事業として実施することから減額するものでございます。また、市町村認知症施策総合推進事業補助金の交付額増額による財源充当の補正をするものでございます。

第5款諸支出金では、前年度精算分として国庫補助金等返還金を814万8,000円計上し、歳入として前年度繰越金を同額で計上するものでございます。

また、地域包括ケア推進事業費として、地域包括ケア普及啓発のためのパンフレット作成費として、印刷製本費を25万円、ホームページ作成業務委託料として35万円、歳入として、県からの地域包括ケア推進補助金45万円を計上するものでございます。

介護認定度の改善を目的とした介護給付費改善市町インセンティブ付与事業では、運動教室の実施委託料を100万円、高齢者用の集団認知検査委託料を20万円、高齢者の居場所づくりを進めるための備品購入費を281万7,000円、歳入として、県からの介護給付費改善市町インセンティブ付与事業交付金413万5,000円を計上するものでございます。

以上で、議案第52号、議案第54号、議案第58号及び議案第59号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び議案第58号の2件は総務文教委員会に、また、議案第54号及び議案第59号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第53号 大竹市税条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第12、議案第53号大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第53号大竹市税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、延滞金の割合の見直しに伴う改正が1点、個人住民税に関する主な改正が5点ございます。

まず、延滞金の割合の見直しに伴う改正につきましては、国税の延滞金の割合の見直しにあわせ、地方税の延滞金の利率を引き下げる特例措置を講じるものでございます。

延滞金の特例基準割合の定義を改め、この割合が7.3%に満たない場合は、これまで、納期限後一月以内は年4.3%の割合の延滞金であったものを、特例基準割合に年1%を加算した割合に、また、納期限後一月を超える場合は年14.6%の割合の延滞金であったものを、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするもので、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、個人住民税に関する改正でございますが、1点目として、平成25年から復興特別所得税が課せられたことに伴い、市などに対する寄附金の寄附金税額控除において所得税控除額が増額することから、控除額の合計が従前額となるよう、当該所得税控除額増加相当分を個人住民税の控除額から減額するための見直しを平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、2点目として、公的年金からの特別徴収制度の見直しを行うもので、特別徴収の対象となっている方が、当該年度の初日において市外に転出している場合、従前は普通徴収の方法により徴収していましたが、法令改正に伴い、特別徴収を継続することとするも

のでございます。

また、公的年金からの特別徴収について、現在、年間6回の年金の支払いを3回ずつに区分して、年度の前半に仮徴収税額を、後半に本徴収税額を徴収しておりますが、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を、一回当たり、前年度分の年税額の6分の1相当額とし、平成28年10月1日から施行するものでございます。

次に、3点目として、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除について、所得税から控除し切れなかった額を、個人住民税から控除する期間を平成25年12月までだったものを平成29年12月までに延長するものでございます。

また、個人市民税の控除限度額についてでございますが、平成26年4月から平成29年12月末までの間に住宅を取得し、居住を開始した場合で、消費税率の引き上げが行われた場合に、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額とし、当該金額が8万1,900円を限度として規定を拡充し、平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、4点目として、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を同じ税率及び課税方式とし、これらの中で損益通算を行うことができるようにするための規定を整備し、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、5点目として、東日本大震災により家屋が滅失等をし、居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地等を譲渡した場合、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得をした日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる規定を追加し、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上が改正の主なもので、その他引用条項の整備等の必要なものにつきましても規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、延滞金の割合の見直しに関する経過措置を附則第2条に、市民税に関する経過措置を附則第3条に規定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第53号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第14〔一括上程〕

議案第56号 工事請負契約の締結について（晴海臨海公園整備工事）

**議案第57号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）**

○議長（寺岡公章） 日程第13、議案第56号工事請負契約の締結について（晴海臨海公園整備工事）及び日程第14、議案第57号財産の取得について（消防ポンプ自動車）の2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 長谷川寿男 登壇〕

○建設部長（長谷川寿男） 議案第56号及び議案第57号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第56号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

今回提案させていただきます晴海臨海公園整備工事についてですが、晴海臨海公園全体の面積12.76ヘクタールのうち、スポーツゾーン4ヘクタールを整備するものでございます。

工事の主な内容は、現状地盤が平坦であることから、雨水の表面排水の勾配を取るため、敷地全体を盛土する敷地造成（盛土）工事、公園の雨水排水処理のため、各種雨水排水側溝、暗渠を設置する雨水排水設備設置工事、センター122メートル、両翼100メートルの野球場、約400名が観覧可能な観覧席及び夜間照明設備を6基設置する野球場整備工事、人工芝舗装のテニスコート3面を整備するテニスコート整備工事などとなっております。

次に、入札方式につきましては公募型指名競争入札としております。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、7月5日に入札公告を行い、7月12日から7月23日まで入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、7月25日の指名業者審査会の議を経まして入札参加業者を決定し、8月12日に入札を執行いたしました。入札参加希望書は3社から提出され、そのうち1社が辞退し、入札参加者数は2社でした。その結果、落札者を株式会社三洋技建とし、4億5,600万円の落札額に消費税相当額を加算した4億7,880万円で、8月13日に工事請負の仮契約を締結しております。

本議案は、以上の工事請負仮契約につきまして、議会の御承認を得ようとするものでございます。

工期は、議決の日の翌日から平成26年3月14日までの約6カ月間でございます。

続きまして、議案第57号財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、平成4年度に整備した消防ポンプ自動車を、米軍再編交付金により更新整備する契約議案でございます。

初めに、財産の表示に記載しておりますCD-1型についてですが、まず「C」は、運転席（キャビン）がエンジンの上にある形式の車両の総称で、「D」は、消防隊員の座席が2列（ダブル）あり、「1型」はホイールベースが2メートル以上3メートル未満で、放水能力が毎分1,500リットル以上の消防車のことを示しております。

次にCAFS装置とは、水と消火薬剤の混合液にコンプレッサーで空気を圧入し、泡を形成・放射する装置のことでございます。利点としては、泡にすることにより使用する水を少なくすることができるため、消火による水損を抑えることができます。また、泡です

十

ので、燃焼物体に付着することにより表面を覆うことによる窒息効果や高い冷却効果を得ることができ、建物火災から車両火災、プラスチック火災など水だけでは消火しにくい火災まで対応できるものです。消防ポンプ自動車としては初の4輪駆動車です。

現在使用中の消防ポンプ自動車と比較しますと、一回り小型で、小回りのきくものとなっており、また、小型ながら、これまで以上の資機材を積載することができる消防ポンプ自動車となります。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、7月18日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、7月18日から7月31日まで入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、8月5日の指名業者審査会の議を経まして入札参加業者を決定し、8月20日に入札を執行いたしました。入札参加者数は1社でした。その結果、8月21日付で、株式会社三葉ポンプS F大竹と、納入価格4,074万円で仮契約を締結いたしました。予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号及び議案第57号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第56号は生活環境委員会に、議案第57号は総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月12日から9月23日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、9月12日から9月23日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、午後2時から第1委員会室において岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、その終了後、広

+

報広聴特別委員会を開会いたします。

また、9月12日、午前10時から総務文教委員会を、9月13日、午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月17日、午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会を、9月18日、午前10時から議会運営委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会をそれぞれ順次開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月24日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

12時39分 散会

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月11日

大竹市議会議長 寺岡 公 章

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 林 隆

+

+

+